

平成 27 年度地域包括支援センター事業評価結果について

1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)がこれまでに実施してきた事業実績の総合的な評価を行うとともに、仙台市からの委託業務が適切に行われていることについて確認するため、事業評価を実施した。事業評価の結果については、センターへ通知し、今後の事業運営に役立ててもらふものとする。

2 実施日程等

○実施期間:平成 27 年 9 月 14 日(月)～10 月 30 日(金)

○評価対象:計 26 センター

【対象の基準】

- ①昨年度の事業評価において、「業務内容に工夫・改善の必要性がある」という評価結果となった項目が 1 つ以上あったセンター
- ②昨年度の事業評価の実施以後、所長が変更となったセンター
- ③昨年度の事業評価の実施以後、配置されている 3 職種のうち 2 職種以上(または 2 職種のうち 1 職種以上)が変更となったセンター
- ④今年度新たに設置したセンター
- ⑤その他必要と認められるセンター

なお、平成 27 年度より 3 年の複数年契約を締結しているセンターについては、契約期間中少なくとも 1 回以上の事業評価を実施することとしている。

3 実施方法

○業務評価の実施方法

包括的支援事業等の委託業務について、センターが事前に記載した自己評価票をもとに実地調査を行い、評価した。

<具体的な評価方法>

包括的支援事業を中心に、「総合相談・支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防関連業務」、「地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」、「認知症関連業務」、「運営体制」の 7 つの評価項目について、5 点満点で評価を行った。

各項目は、更に評価項目が細分化されており、その細分化された評価項目ごとの点数の平均が各項目の点数となる。(※)

※参考資料 1「平成 27 年度地域包括支援センター自己評価の着眼点」を参照。

○業務監査の実施方法

センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて、センターが事前に記載した自己チェック票をもとに、実地調査を行い確認した。

4 実施結果

(1)総括

「業務評価」については、評価を実施したすべてのセンターについて委託業務が適正に行われていることが確認された。

「業務監査」については、一部のセンターで指摘事項があったものの、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす事項はなく、事務処理等が概ね適正になされていた。

(2)業務評価の結果

業務評価結果、業務の一部に工夫・改善の必要がある、もしくは事業運営が困難である状態のセンターは無く、委託業務が適正に行われていることが確認された。センター全体の業務評価結果は以下のとおりとなった。

評価	評価内容及び基準	箇所数
優れた業務を実施している	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている。 (7つの評価項目の平均点が4.0以上であり、かつ「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」という結果の項目がないセンター)	18か所
標準的な業務を実施している	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている。 (他の評価にあてはまらないセンター)	8か所
業務の一部に工夫・改善の必要がある	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い。 (7つの評価項目の平均点が3.0未満であるセンター)	0か所
事業運営が困難である	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い。 (7つの評価項目中、4つ以上が「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」であるセンター)	0か所

(3)業務監査の結果

業務監査の結果、センターの事業を実施するにあたり大きな支障をきたす指摘事項はなく、評価を実施したすべてのセンターで事務処理等がおおむね適正になされていた。個別指摘事項は以下のとおり。

- ・主任介護支援専門員の配置がなされていない。(1か所)
- ・保健師の配置がなされていない。(1か所)

5 今後の対応

評価を実施したすべてのセンターに対して、「平成 27 年度地域包括支援センター事業評価総括票」(机上配布資料参照)を通知する。

また、今後の事業運営にあたり参考にしてもらうために、事業評価の際に把握した各センターにおけるさまざまな取組の一部をとりまとめた「地域包括支援センターにおける取組事例集」(参考資料 2 参照)については、業務委託を行っているすべてのセンターに送付する。

各センターは、通知された結果や取組事例集等をもとに、今後さらに地域に根ざしたセンターとなるよう各種事業の見直し及び自主的な業務改善を実施する。